

人事考課制度及び給与反映の改正について

人事考課制度については、職員に対する公平・公正性、透明性、客観性、納得性の確保が必要であることから、この間、制度改善を図るなど、職員の理解が得られるよう努めてきたところである。

また、人事評価結果の給与反映については、この間、職員の頑張りや実績に報い、執務意欲の向上に資するため、改善を行ってきたところである。

今般、これまでの職員アンケートの結果、人事委員会からの意見等を踏まえ、人事評価制度の目的である職員の資質、能力及び執務意欲の向上をより一層図る制度とするため、次のとおり改正を行う。

○改正内容

1 人事考課制度

(1) 相対評価割合

- ・分布の割合を固定化した現行の制度の見直しを行う。

(現行)

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
分布の割合	5 %	20 %	60 %	10 %	5 %

(改正後)

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
分布の割合	5 %以内	20 %以内	他の区分に属さない者	10 %以内	5 %以内

※各区分の割合は、任命権者が別に定める

(当面の運用)

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
分布の割合	5 %	20 %	他の区分に属さない者	評語が B で絶対評価点が3.0点未満の者	評語が C,D の者

(2) 絶対評価の手法

- ・変更なし

2 給与反映

(1) 昇給

- ・ 2 級から 5 級までの職員

	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分		
					B	C	D
現行	5 号給	5 号給	4 号給	3 号給	1 号給	昇給なし	
改正後	5 号給	5 号給	4 号給	3 号給		昇給なし	

- ・ 1 級の職員

	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分		
					B	C	D
現行	5 号給	5 号給	4 号給	3 号給	2 号給	昇給なし	
改正後	5 号給	5 号給	4 号給	3 号給		昇給なし	

(2) 勤勉手当

- ・ 再任用職員以外の職員

	第 1 区分		第 2 区分		第 3 区分		第 4 区分	第 5 区分		
								B	C	D
現行	1.000	+2 α +6f	1.000	+ α +4f	1.000	+f	0.938	0.925	0.888	0.850
R5給与改定後	1.025	+2 α +6f	1.025	+ α +4f	1.025	+f	0.963	0.950	0.913	0.875
改正後	1.025	+2 α +6f	1.025	+ α +4f	1.025	+f	0.963		0.913	0.875

- ・ 再任用職員

	第 1 区分		第 2 区分		第 3 区分		第 4 区分	第 5 区分		
								B	C	D
現行	0.4750	+2 α	0.4750	+ α	0.4750		0.4480	0.4420	0.4340	0.4260
R5給与改定後	0.4875	+2 α	0.4875	+ α	0.4875		0.4605	0.4545	0.4465	0.4385
改正後	0.4875	+2 α	0.4875	+ α	0.4875		0.4605		0.4465	0.4385

※再任用職員：定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

3 実施時期

人事考課制度の改正：令和 5 年度から

給与反映の改正：令和 6 年度の昇給及び期末・勤勉手当から